

昭和29年	9月30日	認可
昭和29年10月	12日	実施
昭和30年	9月28日	改正
昭和31年	3月20日	改正
昭和35年	6月24日	改正
昭和41年1月	30日	改正
昭和45年1月	16日	改正
昭和53年	1月28日	改正
昭和55年	6月12日	改正
昭和57年	6月22日	改正
昭和62年	6月19日	改正
平成2年12月	17日	改正
平成5年12月	17日	改正
平成10年	6月22日	改正
平成12年	3月22日	改正
平成16年1月	1日	改正
平成17年12月	20日	改正
平成18年	6月28日	改正
平成19年	6月25日	改正
平成20年12月	24日	改正
平成21年	3月24日	改正
平成27年	6月23日	改正
平成30年12月	18日	改正
令和1年	6月21日	改正
令和2年	3月24日	改正
令和3年	6月28日	改正
令和7年	6月27日	改正

宇和島商工会議所定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本商工会議所は、宇和島商工会議所と称する。

(人 格)

第3条 本商工会議所は、商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定に基づく法人である。

(地 区)

第4条 本商工会議所の地区は、平成17年8月1日現在における宇和島市の区域(平成17年7月31日現在における北宇和郡吉田町及び北宇和郡三間町、北宇和郡津島町の区域を除く。)とする。

(事務所の所在地)

第5条 本商工会議所の事務所は、愛媛県宇和島市に置く。

(原 則)

第6条 本商工会議所は、営利を目的としない。

2 本商工会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

3 本商工会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第7条 本商工会議所は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、及び建議すること。

- (2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する情報及び資料の収集及び刊行を行うこと。
- (5) 商品の品質及び数量、商工業者の事業内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定及び検査を行うこと。
- (6) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (7) 商工業に関する施設を設置し、維持し及び運用すること。
- (8) 商工業に関する講演会及び講習会を開催すること。
- (9) 商工業に関する技術及び技能の普及及び検定を行うこと。
- (10) 博覧会、見本市等を開催し、及びこれらの開催のあつ旋を行うこと。
- (11) 商事取引に関する仲介及びあつ旋を行うこと。
- (12) 商事取引の紛争に関するあつ旋、調停及び仲裁を行うこと。
- (13) 商工業に関して、相談に応じ及び指導を行うこと。
- (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。
- (15) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- (16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (17) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (18) 前払式支払手段の発行を行うこと。
- (19) 前各号に掲げるものの外、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(公 告)

第8条 本商工会議所の公告は、本商工会議所の掲示場に掲示する。

(規 約)

第9条 この定款で定めるものの外、業務の執行に必要な事項は、議員総会の議決を経て規約で定める。

第2章 会 員

(会員の資格)

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし次に掲げるものであって特に常議員会の承認を得たものは、本商工会議所の会員となることができる。

- (1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体
 - ① 協同組合（農協、生協、漁協、水産業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合（信用組合）、協同組合連合会等）
 - ② 信用金庫
 - ③ 労働金庫
 - ④ 公社（振興公社等）
 - ⑤ 経済団体（青色申告会、法人会、納税組合、間税会、工業会、商店街振興組合、商店会、観光物産協会、健康保険組合等）
 - ⑥ 医療法人（病院、診療所等）

- ⑦ 社会福祉法人（保育園・認可保育所（公立を除く）、社会福祉協議会、老人福祉センター、母子寡婦福祉連合会等）
- ⑧ 弁護士法人
- ⑨ 監査法人
- ⑩ 司法書士法人
- ⑪ 税理士法人
- ⑫ 行政書士法人
- ⑬ 弁理士法人
- ⑭ 産学連携、商工会議所事業に関わる学校法人
- ⑮ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般社団法人および公益社団法人
- ⑯ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般財団法人および公益財団法人
- ⑰ まちづくり、教育・文化・医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人
- ⑱ 観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

（2）本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人

- ① 医師
- ② 歯科医師
- ③ 助産師
- ④ 弁護士
- ⑤ 公認会計士
- ⑥ 司法書士
- ⑦ 税理士
- ⑧ 行政書士
- ⑨ 弁理士

（3）本商工会議所の地区内において6月に満たない期間引き続き営業所等を有する商工業者

2 この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。

- （1）自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- （2）店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- （3）鉱業を営む者
- （4）取引所
- （5）会社
- （6）相互会社

3 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- （1）精神の機能の障害により職務を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- （2）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （4）反社会的勢力（①暴力団〔暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律

第 77 号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ]、②暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者 (以下「暴力団員等」という。) が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)

(加 入)

第 11 条 会員となることを希望する者は、会費 1 口以上の持口数を定め、所定の加入手続により、加入の申込みをしなければならない。

2 前項の入会の諾否は、常議員会において決定する。

3 常議員会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

4 第 2 項の規定により加入の承諾を得たものは、所定の会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。

(会員の表決権)

第 12 条 会員は、各々 1 個の表決権を有する。

2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって、表決権を行うことができる。ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならない。

3 会員は、前項の規定による書面をもってする表決権の行使に代えて、表決権を電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。) により行うことができる。

4 前 2 項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

5 第 2 項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(会員の選挙権)

第 13 条 会員は、1 号議員の選挙につき、その会費持口数に応じ、次に定める選挙権を有する。但し、1 会員の行使する選挙権は、50 個を超えることはできない。

(1) 10 口までの口数に対しては、1 口につき 1 個

(2) 10 口を超える 50 口までの口数に対しては、2 口につき 1 個

(3) 50 口を超える口数に対しては、3 口につき 1 個

2 1 個に満たない端数は、これを切り捨てる。

3 前条第 2 項、第 3 項及び第 5 項 (表決権の行使) の規定は、選挙権について準用する。

(会員の被選挙権)

第 14 条 会員は、別に定めるところにより本商工会議所の議員に選任される権利を有する。

2 会員は、本商工会議所の会頭、副会頭、常議員又は監事に選任される権利を有する。

(会員のその他の権利)

第 15 条 会員は、その営んでいる事業に係る本商工会議所の部会に所属し、その部会に出席して意見を述べ、又は表決に加わる権利を有する。

第 16 条 会員は、前 4 条に規定する権利の外、次の掲げる権利を有する。

(1) 本商工会議所より情報を受け、資料及び刊行物の配布を受けること。

(2) 本商工会議所の施設を利用すること。

(3) 前 2 号に掲げるものの外、本商工会議所の行う事業により利益を受けること。

(4) 何時でも本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めること。

(5) 総会員の 10 分の 1 以上の同意を得て、何時でも本商工会議所の会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めること。

(6) 第 30 条の任意登録台帳に登録されること。

(会 費)

第 17 条 会員は、毎年所定の納期までに持口数に応じて会費を納入しなければならない。

2 会費 1 口の金額並びに其の払い込みの方法は、議員総会の議決を経て別に定める。

(過怠金)

第 18 条 本商工会議所は、会費の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、過怠金を課することができる。

2 前項の過怠金の金額その他必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

(会員権の停止)

第 19 条 本商工会議所は、会費の滞納が 6 月に及ぶ会員その他会員たる義務を怠った会員に対して、議員総会の議決を経て、会員権の行使を停止することができる。

2 前項の規定による会員権の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱 退)

第 20 条 会員は、60 日前までに予告し、事業年度の終わりににおいて本商工会議所を脱退することができる。

2 会員は、次の事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

(除 名)

第 21 条 本商工会議所は、次の各号の 1 に該当する会員を、議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の 7 日前までに、その旨を通知し、議員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 1 年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員

(2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員

(3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為（①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当等な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。）を行った会員

(4) 自ら又は第三者を利用してその他前2号から3号に準ずる行為を行った会員

2 第19条第2項（処分の通知）の規定は、会員の除名について準用する。

3 除名されたものは、除名された日から少なくとも1年間は本商工会議所の会員となることができない。

（特別会員）

第22条 会員たる資格を有しない者であつて、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。

2 第10条第3項（資格）、第11条第1項、第2項及び第4項（加入）並びに第16条から前条まで（会員の権利、会費、過怠金、会員権の停止、脱退及び除名）の規定は、特別会員について準用する。

第3章 特定商工業者及び商工業者法定台帳

（特定商工業者の範囲）

第23条 本商工会議所の特定商工業者とは、毎年4月1日現在において、それまで6月以上引き続き本商工会議所の地区内に営業所等を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 4月1日現在における本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以上である者

(2) 4月1日現在における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上である者

（特定商工業者の権利）

第24条 特定商工業者は、1号議員の選挙につき、第13条の定めに拘らず別に1個の選挙権を有する。

2 本商工会議所は、特定商工業者であつて、負担金の滞納が6月に及ぶものその他特定商工業者たるの義務を怠ったものに対して、常議員会の議決を経て、前項の権利の行使を停止することができる。

3 第12条第2項及び第4項（書面又は代理人による権利の行使）並びに第19条第2項（処分の通知）の規定は、特定商工業者について準用する。

第25条 会員以外の特定商工業者は、何時でも、本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧をもとめることができる。

（法定台帳）

第26条 本商工会議所に、商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を備える。

2 法定台帳は、毎年9月30日までに作成し、特定商工業者につき次の事項を登録する。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業の種類

(3) 事業の開始の年月

- (4) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名
- (5) 本商工会議所の地区内の営業所等の事業の内容及び最近 1 年間における売上高
- (6) 第 23 条第 1 号に規定する従業員の数又は同条第 2 号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額

3 特定商工業者は、前項各号の事項について変更を生じたときは、すみやかに、その旨を本商工会議所に届け出なければならない。

4 本商工会議所は、法定台帳に登録された事項に変更を生じたことを知ったときは、遅滞なくこれを訂正する。

(特定商工業者の資料提出)

第 27 条 特定商工業者は、本商工会議所の法定台帳の作成又は訂正に関して本商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(法定台帳の運用及び管理)

第 28 条 本商工会議所は、法定台帳を第 7 条に掲げる事業の適正且つ円滑な実施に資するように運用する。

2 本商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理する。

3 本商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、或はこれを窃用しない。

(負担金)

第 29 条 本商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費にあてるため、2 事業年度ごとに、議員総会の決議を得た上で、宇和島市長の許可を受けて特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課する。

2 前項の許可を申請する場合は、負担金について特定商工業者の過半数の同意を得ていなければならない。

(任意台帳)

第 30 条 本商工会議所に、任意登録台帳（以下「任意台帳」という。）を備える。

2 本商工会議所は、会員（特定商工業者たる会員を除く。）であつて、任意台帳に登録する者について所定の手続により、法定台帳の例にならい、任意台帳に登録する。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 31 条 本商工会議所に、次の役員を置く。

会 頭	1 人
副 会 頭	3 人
専務理事	1 人
常 議 員	2 3 人
監 事	3 人

(役員職務)

第 32 条 会頭は、本商工会議所を代表し、所務を総理する。

2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

- 3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故あるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。
- 4 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。
- 5 監事は、本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。
(役員の任免)

第 33 条 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する 1 人の者。以下この条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。

- 2 副会頭は、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。
- 3 専務理事は、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。
- 4 常議員は、議員総会において、議員（議員が法人その他の団体である場合は、第 35 条第 4 項の議員の職務を行う者。）のうちから選任し、又は解任する。
- 5 監事は、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。
- 6 役員の選任及び解任に関する議決は、あらかじめその旨を通知し、且つ、公告した議員総会においてのみすることができる。
- 7 前 6 項に規定するものの外、役員の選任及び解任に関し必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

(1) 第 10 条第 3 項第 1 号又は第 2 号（資格）に該当する者

(2) 未成年者

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過するまでの者

(4) 反社会的勢力又は反社会的勢力でなくなった日から 5 年を経過するまでの者

- 9 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員又は職員の職を兼ねることができない。

(役員の任期)

第 34 条 役員の任期は、3 年とする。その期間は、役員改選年の 11 月 1 日から 3 年後の 10 月 31 日までとする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間在任する。

第 5 章 議員総会及び常議員会

第 1 節 議員総会

(議員総会及び議員)

第 35 条 本商工会議所に、議員総会を置く。

- 2 議員総会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙した議員（この定款において「1 号議員」という。）40 人
 - (2) 部会が部会員のうちから選任した議員（この定款において「2 号議員」という。）20 人
 - (3) 前 2 号の議員の外、会頭が会員のうちから選任した議員（この定款において「3 号議員」という。）10 人

- 3 前項各号の議員の選挙及び選任並びに解任に関し必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。
- 4 法人その他の団体であつて、第2項の議員となつたものは、議員の職務を行う者1人を定め、書面をもつて本商工会議所に届け出なければならない。これを変更した場合も同様とする。
- 5 第33条第8項各号（資格）の1に該当する者は第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。
- 6 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。
- 7 何人も、同時に、2以上の議員又は第4項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第4項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

（議員の任期）

第36条 議員の任期は、3年とする。その期間は、議員改選年の11月1日から3年後の10月31日までとする。

- 2 議員は、再任されることができる。
- 3 議員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された議員は、前任者の残任期間在任する。

（議員の解任）

第37条 議員総会は、その決議によって次の各号の1に該当する議員を解任することができる。

- （1）職務の遂行に堪えないと認める議員
 - （2）会費又は負担金の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った議員
 - （3）本商工会議所の体面を傷つけ、又は本商工会議所の目的遂行に反する行為を行つた議員
- 2 第19条第2項（処分のお知らせ）及び第21条第1項後段（弁明の機会）の規定は、議員の解任について準用する。

（議員総会の招集）

第38条 議員総会は、通常議員総会及び臨時議員総会の2種とし、会頭が招集する。

- 2 通常議員総会は、毎年3月および6月の2回、臨時議員総会は、第4項に規定する場合の外、会頭が必要と認めたとき招集する。
- 3 前項の臨時議員総会を招集する場合は、常議員会の同意を得なければならない。但し、常議員会に附議するいとまがない場合は、この限りでない。
- 4 議員が総議員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあつた日から30日以内に臨時議員総会を招集しなければならない。
- 5 前項の場合において、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該議員は、当該書面を提出したものとみなす。
- 6 前項前段の電磁的方法により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会議の仕様に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会頭に到達したものとみなす。
- 7 議員総会の招集は、少なくとも会日の7日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

（議員総会の決議事項）

第 39 条 次に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。但し、第 11 号から第 16 号までの事項については、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 議員の解任
- (6) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更及び廃止
 - (イ) 会費 1 口の金額、払込方法その他会費に関する事
 - (ロ) 負担金の金額、払込方法その他負担金に関する事
 - (ハ) 選挙に関する事
- (7) 会頭、常議員及び監事の選任又は解任
- (8) 副会頭及び専務理事の選任又は解任の同意
- (9) 第 67 条第 1 項の規定による決算関係書類の承認
- (10) 解散後における財産処分の方法の決定
- (11) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更又は廃止
 - (イ) 加入手続
 - (ロ) 過怠金の金額その他過怠金に関する事
 - (ハ) 役員及び議員の選任又は解任に関する事
 - (ニ) 部会について必要な事項
 - (ホ) 委員会について必要な事項
 - (ヘ) 使用料及び手数料に関する事
 - (ト) その他本商工会議所の業務の執行に必要な事項
- (12) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (13) 会員及び特別会員の権利の行使の停止
- (14) 特別会員の除名
- (15) 負担金の賦課
- (16) 解散後における会費の徴収

2 定款の変更（法第 25 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項に係るもの。）の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3 定款の変更（法第 25 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項に係るものを除く。）の決議は、議員総会による当該変更の議決をもってその効力を生じる。

4 解散および解散後における財産処分の方法の決定の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

（議員総会の議長）

第 40 条 議員総会の議長は、会頭がこれにあたる。

2 会頭に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ会頭が定める順位により、副会頭が議長となる。

3 会頭及び副会頭に事故があるとき又は欠員のときは、出席者の互選によって議長を定める。

（議員総会の議事）

第 41 条 議員総会は、第 42 条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、総議員の 3 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議員総会の議事は、第 4 項但書及び第 42 条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々 1 個とする。

4 議員はあらかじめ通知のあった事項につき、議員が記名なつ印した書面又は代理人をもって、表決権又は選挙権を行うことができる。ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならない。

5 議員は、前項の規定による書面をもって表決権又は選挙権の行使に代えて、表決権又は選挙権を電磁的方法により行うことができる

6 前 2 項の規定により表決権又は選挙権を行うものは、出席者とみなす。

7 第 4 項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権又は選挙権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる

8 議員総会においては、第 38 条第 5 項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。但し、役員の選任および解任に関するものを除き、出席者の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。

9 議員総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第 38 条第 5 項（招集の通知）の規定は適用しない。

（議員総会の特別議決方法）

第 42 条 次に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

（1）定款の変更

（2）解散

（3）合併

（4）会員の除名

（5）議員の解任

（議事録）

第 43 条 議員総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第 2 節 常議員会

（常議員会）

第 44 条 本商工会議所に、常議員会を置く。

2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（監事を除く。）をもって組織する。

3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の 5 分の 1 以上の同意を得て請求したときは、会議の目的たる事項日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければならない。

4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（監事を除く。）の表決権は、各々 1 個とする。

5 監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。

（常議員会の決議事項）

第 45 条 次に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

- (1) 議員総会に提案すべき事項
- (2) 第 39 条第 1 項第 11 号から第 16 号までに掲げる事項であつて、第 39 条第 1 項但書の規定により議員総会から委任を受けた事項
- (3) 第 39 条第 1 項第 11 号から第 16 号までに掲げる事項であつて、議員総会に附議するいとまがない緊急なもの
- (4) 会員及び特別会員の加入の諾否
- (5) 会員及び特別会員に対する過怠金の賦課
- (6) 特定商工業者の権利の行使の停止
- (7) 部会の決議の承認
- (8) 青年部、女性会について必要な事項
- (9) 顧問及び参与の委嘱の承認
- (10) 事務局及び職員に関して必要な事項

2 前項第 2 号の事項についての決議は、次の議員総会に報告し、第 3 号の事項についての決議は、次の議員総会に報告してその承認を得なければならない。

(準用規定)

第 46 条 第 40 条（議長）、第 41 条（第 3 項を除く。）（議事）及び第 43 条（議事録）の規定は、常議員会について準用する。この場合、第 41 条中「表決及び選挙」とあるのは「表決」と読み替えるものとする。

第 6 章 部会及び委員会

第 1 節 部 会

(部 会)

第 47 条 本商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。

- 第 1 部会（小 売 商 業）
- 第 2 部会（卸 売 商 業）
- 第 3 部会（工 業）
- 第 4 部会（金 融・専 門）
- 第 5 部会（運 輸・通 信）
- 第 6 部会（観光・サービス）
- 第 7 部会（建 設）

2 会員は、その営んでいる主要な事業に係る部会に属する。

3 会員が主要な事業を 2 以上営んでいる場合は、2 以上の部会に所属して意見を述べ、又は表決に加わることができる。

4 前項の規定により会員が 2 以上の部会に属している場合においては、あらかじめ本人の希望によって定める何れか 1 部会においてのみ、2 号議員に選任され、又は当該議員を選任することができる。

5 第 12 条（表決権）の規定は、部会の表決及び選挙について適用又は準用する。

(部会長及び副部会長)

第 48 条 部会には、部会長 1 人及び副部会長 2 人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会において互選する。

(部会長及び副部会長の職務)

第 49 条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

2 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

3 部会長は、常議員会に出席して、当該部会に関する事項について意見を述べることができる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を代行し、部会長が欠員のときはその職務を行う。

(部会の決議の効力)

第 50 条 部会の決議は、常議員会の承認を得て、本商工会議所の決議とすることができる。

(議員総会への報告)

第 51 条 部会長は、部会の会務の状況を毎事業年度少なくとも 1 回議員総会に報告しなければならない。

(準用規定)

第 52 条 第 41 条第 2 項（議員総会の議決方法）及び第 44 条第 3 項（常議員会の招集）の規定は部会について準用する。

2 第 34 条（役員の任期）の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

(部会の運営に必要な事項)

第 53 条 前 6 条に規定するものの外、部会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

第 2 節 委員会

(委員会)

第 54 条 本商工会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査研究するために、議員総会の議決を経て、委員会を置くことができる。

(委員会の組織)

第 55 条 委員会に、委員長 1 人、副委員長 1 人及び委員若干人を置く。

2 委員長、副委員長及び委員は、会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。

(委員会の運営に必要な事項)

第 56 条 前 2 条に規定するものの外、委員会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

第 3 節 青年部、女性会

(青年部、女性会)

第 57 条 本商工会議所に、青年部、女性会を置く。

(青年部、女性会について必要な事項)

第 58 条 青年部、女性会について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

第 7 章 顧問及び参与

(顧問)

第 59 条 本商工会議所に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本商工会議所の目的達成に必要な重要事項について会頭の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、学識経験のある者及び本商工会議所に功労のあった者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。
- 4 顧問の任期は、これを委嘱した会頭の任期と同時に終わるものとする。

(参 与)

第 60 条 本商工会議所に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、本商工会議所の事業遂行に関する重要事項に参与する。
- 3 参与は、学識経験のある者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。
- 4 参与の任期は、これを委嘱した会頭の任期と同時に終わるものとする。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 61 条 本商工会議所に、事務局を置く。

(事務局長及び職員)

第 62 条 事務局に、事務局長 1 人の外必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、専務理事の命を受け、庶務を統轄する。
- 3 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。
- 4 事務局長は、会頭が任免する。

(事務局及び職員に関する必要な事項)

第 63 条 前 2 条に規定するものの外、事務局及び職員に関して必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

第 9 章 管 理

(問合せ等)

第 64 条 本商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、本商工会議所の地区内の商工業者に対し、文書又は口頭により問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 本商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、本商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第 65 条 会頭は、定款及び規約を、並びに 10 年間議員総会の議事録を本商工会議所の事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が第 16 条第 4 号（会員の権利）又は第 25 条（特定商工業者の権利）の規定に基づき前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(事業計画書及び収支予算書の作成)

第 66 条 会頭は、毎年 3 月通常議員総会の会日の前日までに、新年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、通常議員総会の承認を得なければならない。

(決算関係書類の提示、備付及び閲覧)

第 67 条 会頭は、毎年 6 月通常議員総会の会日の 1 週間前までに、前事業年度における次の書類を作成し、事務所に備え置くとともに、これを監事に提示しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録

2 監事は、前項の規定により書類の提示を受けたときは、通常議員総会の会日の前日までに、意見書を会頭に提出しなければならない。

3 会頭は、前項の監事の意見書を添えて第 1 項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4 第 3 項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。）の添付をもって、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会頭は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

5 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が第 16 条第 4 号（会員の権利）又は第 25 条（特定商工業者の権利）の規定に基づき第 1 項の書類の閲覧を求めた場合は、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

（会計帳簿等の閲覧）

第 68 条 会頭は、会員が第 16 条第 5 号（会員の権利）の規定に基づき会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めた場合は、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

（報 告）

第 69 条 会頭は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の事項を宇和島市長に報告する。

- (1) 当該事業年度の収支決算
- (2) 当該事業年度末の財産内容
- (3) 当該事業年度末の資産及び負債の状況
- (4) 当該事業年度における事業の状況
- (5) 当該事業年度における法定台帳の作成、管理及び運用の状況
- (6) 当該事業年度末の会員、議員、役職員及び施設の状況

第 10 章 会 計

（事業年度）

第 70 条 本商工会議所の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（収 入）

第 71 条 本商工会議所の経費は、会費、負担金、使用料、手数料その他の収入をもってあてる。

2 負担金は、第 29 条（負担金）に規定する経費にあてる。

（会費及び負担金）

第 72 条 会費及び負担金は、毎事業年度所定の納期に徴収する。

2 会費持口数を減少しようとするときは、事業年度開始の日 60 日前までに、その旨を申し出なければならない。

3 納入期日を経過した会費及び負担金は、如何なる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。

4 既納の会費、負担金は、如何なる事由がある場合においても返戻しない。

(使用料及び手数料)

第 73 条 本商工会議所は、施設その他の物の使用又は証明、鑑定、検定、検査、調査、登録その他の事項の実施について、議員総会の議決を経て別に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収する。

第 11 章 解散及び清算

(解 散)

第 74 条 本商工会議所は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 議員総会の決議

(2) 合併

(3) 破産手続開始の決定

(4) 設立認可の取消し

(清算人の選任)

第 75 条 前条第 1 号の規定による解散の場合には、議員総会において清算人を選任する。

(財産処分の方法)

第 76 条 清算人は、就任の日より、6 月以内に財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 議員総会が、前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

(解散後における会費の徴収)

第 77 条 本商工会議所は、解散後であっても、議員総会の決議を得て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

(残余財産の帰属)

第 78 条 残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させる。

附則

(実施の時期)

1 この定款は経済産業大臣の認可を受けて組織変更の登記をした日（以下「組織変更の日」という。）から実施する。

(法定台帳の作成)

2 本商工会議所は、組織変更の日から 1 年以内に法定台帳を作成する。

(特定商工業者の範囲の特例)

3 組織変更当時の事業年度においては、第 23 条（特定商工業者の範囲）中「4 月 1 日」とあるのは「組織変更の日」と、「個人にあっては前々年、法人にあっては前々年 10 月 1 日の属する事業年度から前年 10 月 1 日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度」とあるの

は「個人にあっては組織変更の日の 1 年 6 月前の日の属する年、法人にあっては組織変更の日の 1 年 6 月前の日の属する事業年度から組織変更の日の 6 月前の日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度」と読み替える。

(定数の特例)

- 4 組織変更当時の常議員の定数は、第 31 条（役員）の規定にかかわらず、19 人とする。
- 5 組織変更当時の議員の定数は、第 35 条第 2 項各号（議員）の規定にかかわらず、次の通りとする。
 - (1) 1 号議員の定数は、35 人
 - (2) 2 号議員の定数は、11 人
 - (3) 3 号議員の定数は、8 人

(任期の特例)

- 6 組織変更当時の役員及び議員の任期は、第 34 条第 1 項（役員の任期）及び第 36 条第 1 項（議員の任期）の規定にかかわらず、1 年 6 月とする。

(事業年度の特例)

- 7 組織変更当時の事業年度は第 68 条（事業年度）の規定にかかわらず昭和 29 年 10 月 1 日に始まり、昭和 30 年 3 月 31 日に終わる。

附則

(実施の時期)

- 1 第 4 条（地区）の改正規定は、昭和 30 年 11 月 28 日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第 31 条（役員）の改正規定は、昭和 31 年 5 月 18 日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第 4 条（地区）第 23 条(特定商工業者の範囲)の改正規定は、昭和 35 年 9 月 20 日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第 5 条（事務所の所在地）の改正規定は、昭和 41 年 11 月 30 日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第 13 条（会員の選挙権）第 43 条（議事録）の改正規定は、昭和 45 年 12 月 9 日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第4条(地区)第11条(加入)第13条(会員の選挙権)第14条(会員の被選挙権)第17条(会費)第23条(特定商工業者の範囲)第24条(特定商工業者の権利)第26条(法定台帳)第28条(法定台帳の運用及び管理)第35条(議員総会及び議員)第38条(議員総会の招集)第40条(議員総会の議長)第41条(議員総会の議事)第45条(常議員会の決議事項)第47条(部会)第57条(顧問)第58条(参与)第64条(事業計画書及び収支予算書の作成)第64条以下の繰下げ、第65条(決算関係書類の提示、備付及び閲覧)第70条(会費及び負担金)第73条(清算人の選任)は、昭和53年4月10日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第5条(事務所の所在地)第23条(特定商工業者の範囲)の改正規定は、昭和55年7月21日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第41条(議員総会の議事)及び第63条(定款その他の書類の備付及び閲覧)の改正規定は、昭和57年10月1日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第12条(会員の表決権)第29条(負担金)第34条(役員の任期)第36条(議員の任期)の改正規定は、昭和62年7月9日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第31条(役員)第35条(議員総会及び議員)第47条(部会)の改正規定は、平成3年1月21日から実施する。

(役員の定数の特例)

- 2 役員の定数は、第31条(役員)の規定にかかわらず、平成4年3月25日までは、なお従前の例による。

(議員定数の特例)

- 3 議員の定数は、第35条(議員総会及び議員)の規定にかかわらず、平成4年3月25日までは、なお従前の例による。

附則

(実施の時期)

- 1 第39条(議員総会の決議事項)第67条(届出及び報告)の改正規定は、平成6年1月7日から実施する

附則

(実施の時期)

- 1 第 29 条（負担金）第 34 条（役員の任期）第 36 条（議員の任期）第 67 条（報告）の改正規定は、平成 10 年 7 月 3 日から実施する。

(任期の特例)

- 2 平成 10 年 6 月 26 日現在において就任している役員、議員の任期は、第 34 条（役員の任期）第 36 条（議員の任期）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(実施の時期)

- 1 第 10 条（会員の資格）第 33 条（役員の任免）第 39 条（議員総会の決議事項）の改正規定は、平成 12 年 4 月 12 日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第 10 条（会員の資格）第 11 条（加入）第 39 条（議員総会の決議事項）第 42 条（議員総会の特別議決方法）第 45 条（常議員会の決議事項）の改正規定は、平成 16 年 11 月 18 日から実施する。
- 2 第 72 条（解散）の改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から実施する。
- 3 第 23 条（特定商工業者の範囲）及び第 26 条（法定台帳）の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第 4 条（地区）の改正規定は、平成 18 年 1 月 24 日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第 10 条（会員の資格）及び第 43 条（議事録）の改正規定は、平成 18 年 7 月 18 日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第 45 条（常議員会の決議事項）第 57 条（青年部、女性会）第 58 条（青年部、女性会について必要な事項）の新設規定、並びに第 57 条（顧問）を第 59 条とし以下の条文を 2 ずつ繰り下げる改正規定は、平成 19 年 8 月 8 日から実施する。

附則

(実施の時期)

- 1 第 39 条（議員総会の決議事項）の改正規定は、平成 21 年 1 月 23 日から実施する。

附則

（実施の時期）

- 1 第 7 条（事業）の改正規定は、平成 21 年 4 月 13 日から実施する。

附則

（実施の時期）

- 1 第 7 条（事業）第 10 条（会員の資格）第 21 条（除名）第 29 条（負担金）第 33 条（役員の任免）第 39 条（議員総会の決議事項）第 69 条（報告）の改正規定は、平成 27 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第 47 条（部会）の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第 10 条（会員の資格）の改正規定は、令和 1 年 6 月 21 日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第 10 条（会員の資格）第 22 条（特別会員）第 33 条（役員の任免）第 35 条（議員総会及び議員）の改正規定は、令和 2 年 3 月 24 日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第 12 条（会員の表決権）第 13 条（会員の選挙権）第 38 条（議員総会の招集）第 41 条（議員総会の議事）第 44 条（常議員会）第 46 条（準用規定）第 67 条（決算関係書類の提示、備付及び閲覧）の改正規定は、令和 3 年 6 月 28 日から実施する。
- 2 第 10 条（会員の資格）第 33 条（役員の任免）の改正規定は、令和 7 年 6 月 27 日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第 10 条（会員の資格）第 33 条（役員の任免）の改正規定は、令和 7 年 6 月 27 日から実施する。

定款原本に相違ありません。

令和 7 年 6 月 27 日
愛媛県宇和島市丸之内 1 丁目 3 番 24 号
宇和島商工会議所
会頭 有 間 義 恒